

塩竈市成年後見ネットワーク協議会の会議の運営に関する要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、塩竈市成年後見ネットワーク協議会設置要綱（令和7年告示第270号）に基づき、塩竈市成年後見ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議の公開原則）

第2条 会議は原則として公開とする。

2 会議資料については、原則として市ホームページにおいて公開する。

（会議の非公開）

第3条 前条の規定にかかわらず、会議において個人情報を取り扱う場合その他塩竈市成年後見ネットワーク協議会設置要綱第7条に規定する秘密の保持に該当する事項を協議する場合であって、会長が出席委員に諮り、出席委員の過半数の議決があったときは、会議を非公開とすることができる。

（傍聴の手続き）

第4条 会議における傍聴人の定員は10人以内とし、会長が会議の開催に際し、あらかじめ定める。

2 傍聴を希望する者は、会議傍聴申込書（様式1）により、会議開催の1週間前までに会長に申し込むものとする。

3 申込者が定員を超えた場合は、抽選により傍聴人を決定する。

4 会長は、傍聴を許可した者に対し、傍聴証（様式2）を交付する。傍聴人は、傍聴証を携帯し、会議開会予定時刻までに入室し、傍聴人心得（別紙）を遵守するものとする。

（傍聴人の遵守事項及び秩序維持）

第5条 傍聴人は、別に定める傍聴人心得（別紙）を遵守しなければならない。

2 傍聴人は、第3条の規定により非公開とされた会議を傍聴することはできない。

3 審議事項等に関し、利害関係を有する傍聴人は、当該審議事項の審議を行う間は、退席しなければならない。

4 会長は、この要領又は傍聴人心得に違反した者、その他会議の秩序を乱した者に対し、退場を命ずることができる。

（庶務）

第6条 会議の庶務は、福祉子ども未来部高齢福祉課において処理する

（その他）

第7条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

傍聴人心得

塩竈市成年後見ネットワーク協議会の傍聴をされる方は、次の事項を守ってください。

(入室の制限)

- 1 次のいずれかに該当する方は、会場に入ることができません。
 - (1) 凶器その他危険物と認められるものを携帯している方
 - (2) 酒気を帯びていると認められる方
 - (3) ラジオ、拡声器、笛の類を携帯している方
 - (4) その他議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる方

(傍聴時の遵守事項)

- 2 傍聴証を携帯してください。なお、傍聴を終えた時は、事務局へ傍聴証をお返しください。
- 3 開会前に会場に入室し、傍聴席に着席してください。
- 4 会議における言論に対して、批評を加え又は可否を表明しないようにしてください。
- 5 私語、談論、拍手、その他騒ぎ立てるなど、会議を妨げるような行為をしないでください。
- 6 帽子、コートなどは着用しないで入室してください。ただし、会長が許可した場合は、この限りではありません。
- 7 携帯電話等は、音が鳴らないよう設定の上、入室してください。
- 8 飲食や喫煙をしないようにしてください。
- 9 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケンなどを着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕を掲げるなどの示威的行為はしないようにしてください。
- 10 写真の撮影、録音、録画又は放送等はしてはなりません。ただし、会長が許可した場合は、この限りではありません。

これらの事項を守らない場合、又は会長の指示に従わない場合には、退場を命じられることがあります。

(様式1)

会 議 傍 聴 申 込 書

年 月 日

塩竈市成年後見ネットワーク協議会 会長 殿

年 月 日に開催されます会議の傍聴を申し込みます。

住所 _____

氏名 _____

電話番号 _____

メールアドレス _____

所属先等 _____

(様式2)

塩竈市成年後見ネットワーク協議会傍聴証

年 月 日限

傍聴人氏名 _____